訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。 令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 訴えの相手方の所在地及び名称
 - (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌 上 信 也
 - (2) 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番8号 三峰無線株式会社 代表取締役 中 島 芳 明
- 2 事件名

談合により締結した契約に係る損害賠償請求

- 3 請求の趣旨
 - (1) 相手方に対し、連帯して金1984万5000円及びこれに対する令和 2年1月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。
 - (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。
- 4 訴訟遂行の方針

訴訟の進行に応じ、適切な方法(和解及び上訴を含む。)をとる。

提 案 理 由

相手方が、本市が締結した消防救急デジタル無線装置の物品供給契約に係る 入札において談合を行ったことにより、本市が被った損害金について、返還請 求に応じないため。